

## 豊丘村自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自転車乗用時のヘルメット着用が、努力義務化以降も着用が浸透していない状況であることを踏まえ、着用の促進を図るため、ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することに関し、補助金等交付規則（平成2年豊丘村規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のもののうち、令和5年4月1日以降に購入されたものをいう。ただし、当該ヘルメットの購入費用等に対し、他の補助金の交付を受けたものを除くものとする。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、村長が認めるもの

(2) 高校生等 補助金の交付申請を行う年度の3月31日において、満13歳から満18歳までの中学生及び高校生の年齢に該当する者をいう。

(3) 高齢者 補助金の交付申請を行う年度の3月31日において、満65歳以上の者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 村内に住所を有し、かつ、現に居住している高校生等又は高齢者

- (2) 令和5年4月1日以降にヘルメットを購入した者
- (3) 過去に、長野県内の他の市町村で、長野県が実施する自転車乗車用ヘルメット購入支援事業補助金を財源とする補助制度の適用を受けていない者
- (4) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者  
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象者のヘルメットの入に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、3,000円を上限とする。

- 2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、補助対象者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。  
(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、ヘルメットを購入した後、豊丘村自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に対し提出しなければならない。

- (1) ヘルメットの入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類  
(領収書等)
  - (2) 第2条第1号アからカに掲げる認証の確認ができるもの(ヘルメットの写真等)
  - (3) 申請者の本人確認ができるもの(学生証、運転免許証、マイナンバーカード、保険証等)
  - (4) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 2 前項第2号及び第3号に掲げる書類については、申請時に受付担当者へ提示することにより、添付を省略することができる。
  - 3 申請者が未成年者であるときは、当該未成年者は、前項の規定による申請をするに当たっては、保護者等の同意を得なければならない。  
(補助金の交付)

第6条 村長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、速やかに補助金の交付を行うものとする。

- 2 村長は、申請内容を審査した結果、適性でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、豊丘村自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書(様式第2号)にその理由を付して通知するものとする。  
(交付決定の取消)

第7条 村長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領しているときは、申請者は村長の指示するところにより、取り消された補助金を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 申請者が令和5年4月1日から令和5年11月30日までにヘルメットを購入した場合には、第5条第1号の規定にかかわらず、ヘルメットの購入に要した経費が確認できるものを提示又は提出するものとする。

# 豊丘村自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書

令和 年 月 日

豊丘長 様

申請者 住 所.....  
氏 名.....  
連絡先.....

※ 申請者が未成年者の場合は保護者等の同意が必要になります。

保護者等 住 所.....  
同意欄 氏 名.....  
連絡先.....

豊丘村自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 1 申請者

氏 名	生年月日	年 月 日
	通学高校名 (高校生の場合のみ)	

## 2 申請額

ヘルメットのメーカー	安全基準 ※1	購入価格(税込)	補助金申請額 ※2
	SG・JCF・CE・GS・CPSC その他( )	円	円

※1 安全基準： 購入したヘルメットの安全基準を以下を参考に選択してください。

- ・ 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した SG マーク
- ・ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した JCF マーク
- ・ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した CE マーク
- ・ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した GS マーク
- ・ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した CPSC マーク

※2 補助金申請額： ヘルメットの購入価格 × 1/2 （上限 3,000 円、100 円未満切り捨て）

## 3 振込先

金融機関名		支店・支所名	
口座種別		口座番号(7桁)	
口座名義 ※ カタカナで記載	【委任払い申請】※ 申請者以外の口座への振込を希望する場合のみ記入 この支払について、受領を口座名義人に依頼する。 申請者（自署）		

※ 必ず申請者名義の口座を指定すること。別名義の口座を指定する場合は、上記委任払い申請欄に申請者本人が自署すること。

※ 口座番号は右詰めで記入すること。

豊丘村自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書

豊丘村指令 番 号  
年 月 日

様

豊丘村長

年 月 日付けで交付申請のあった豊丘村自転車用ヘルメット購入費補助金について、下記のとおり不交付と決定しましたので通知します。

記

- 1 不交付決定額 金 円
- 2 不交付の理由